

平成 2 8 年 3 月
大 東 市 議 会
定 例 月 議 会 議 案

条 例 新 旧 対 照 表
【 当 初 追 加 】

印刷物番号

27-89

議案第34号

大東市放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例

新

第1条 ～ 第4条 (略)

(児童健全育成事業の一般原則)

第5条 児童健全育成事業における支援は、小学校（特別支援学校の小学部および義務教育学校の前期課程を含む。第10条第4項第4号を除き、以下同じ。）に就学している児童であって、次の各号のいずれかに該当するものを対象とし、家庭、地域等と連携し、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の健全な育成を図ることを目的として行わなければならない。

(1) ～ (2) (略)

2 ～ 5 (略)

第6条 ～ 第9条 (略)

(職員の配置等)

第10条 (略)

2 ～ 3 (略)

4 (略)

(1) ～ (3) (略)

(4) 学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校または中等教育学校の教諭となる資格を有する者

(5) ～ (9) (略)

5 ～ 6 (略)

第11条 ～ 第21条 (略)

主要改正点

- ・児童健全育成事業における支援の対象者に義務教育学校の前期課程に就学している児童を加えたこと。
- ・放課後児童支援員になることができる者に義務教育学校の教諭となる資格を持つ者を加えたこと。

新旧対照表

旧

第1条 ～ 第4条 (略)

(児童健全育成事業の一般原則)

第5条 児童健全育成事業における支援は、小学校（特別支援学校小学部を含む。）に就学している児童であって、次の各号のいずれかに該当するものを対象とし、家庭、地域等と連携し、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の健全な育成を図ることを目的として行わなければならない。

(1) ～ (2) (略)

2 ～ 5 (略)

第6条 ～ 第9条 (略)

(職員の配置等)

第10条 (略)

2 ～ 3 (略)

4 (略)

(1) ～ (3) (略)

(4) 学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、高等学校または中等教育学校の教諭となる資格を有する者

(5) ～ (9) (略)

5 ～ 6 (略)

第11条 ～ 第21条 (略)